

昭和四十二年法律第三百三十五条  
石炭鉱業年金基金法

目次

- 第一次 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 設立及び会員（第六条—第七条）
- 第三章 管理（第八条—第十五条）
- 第四章 基金の行なう事業（第十六条—第二十条）
- 第五章 費用の負担（第二十一条—第二十二条）
- 第六章 財務及び会計（第二十三条—第二十九条）
- 第七章 監督（第三十条—第三十二条）
- 第八章 雜則（第三十三条—第三十七条）
- 第九章 罰則（第三十八条—第四十二条）
- 附則

第一章 総則

（基金の目的）

第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）  
第二条 石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（登記）  
第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）  
第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金という名称を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）  
第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

第二章 設立及び会員

（設立）

第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

（会員）  
第七条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

2 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。

第三章 管理

（定款）

第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事務所の所在地
- 二 会員に関する事項
- 三 総会に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 運営審議会に関する事項
- 六 事業に関する事項
- 七 掛金に関する事項
- 八 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）  
第九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、政令の定めるところにより、会員（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第十一条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

十二条 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

十三条 監事は、基金の業務を監査する。監事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

十五条 基金と監事との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

十六条 基金と（役員及び職員の公務員たる性質）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

十七条 第十一条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（総会）

第十二条 総会は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

十三条 総会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

十四条 前二項に規定するもののほか、総会の招集、議事の手続その他総会に関し必要な事項は、政令で定める。

十五条 第十三条规定する事項は、総会の議決を経なければならない。

（定款の変更）

十六条 每事業年度の予算

十七条 每事業年度の事業報告及び決算

（四）その他定款で定める事項

十八条 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

十九条 理事長は、前項の規定による处置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

二十条 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

二十一条 総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

二十二条 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

二十三条 異議は、委員十人以内で組織する。

二十四条 前三項に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に関し必要な事項は、政令で定める。

（運営審議会）

二十五条 基金に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

二十六条 審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

二十七条 審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

二十八条 審議会は、委員十人以内で組織する。

二十九条 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

三十条 委員の任期は、二年とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（四）第四章 基金の行なう事業

（坑内員に関する給付）

二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業

事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。）たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うものとする。

三十条 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給について必要な事項を定めなければならない。

三十一条 基金は、政令の定めるところにより、坑内員若しくは坑内員であつた者の死亡又は坑内員の脱退に際し、一時金たる給付の支給を行うことができる。

（坑外員に関する給付）

**第十八条** 基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。）たる労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うことができる。

第三項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。  
第六条第二項の規定は、第一項の事業を行う場合には、政令の定めるところにより、坑外員若しくは坑外員であった者の死亡又は坑外員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行うことができる。

(福音施設)  
**第十八条の二** 基金は、前三条の事業のほか、坑内員及び坑外員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

**(裁定)** 第十九条 年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

**第一二五号** 〔準用規定〕  
第七手金未支去第三十二条、第四十九条の二支手第四十一条第一項の規定は、手金による合計又は一寺金による合計につきて、同条第二項の規定

**第二十条** 厚生年金保険法第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同法第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「実施機関」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

第三章 寶月の眞指

第二十一条 基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

3 2  
会員は、政令の定めるところにより、掛金を負担し、及び納付する義務を負う。  
掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるよ

うに計算されるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再計算されなければならない。

**第二十二条** 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条规定及び附則第十七条の十四の規定は、掛金その他の法津の規定による徵収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並

びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保險者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「前条」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」におけるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第十六条规定の事項」

項」と、「これら」とあるのは「同項」と、それぞれ読み替えるものとする。  
まことに、前項に於ける通算三金を取扱ひて、國税帶内に於ける通算三金を以て、支拂助天主の恩丁に充當せよ。すなはち、支拂助天主の恩丁に充當せよ。

(第三回) 第六章 財務及び会計

(事業年度)  
**第二十三条** 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

卷之三

（決算）基会に全額支給する。但し、この額は、各月に於ける販賣額の半額を以て算定する。

**第二十五条** 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

**第二十六条** 合金は、皆入金をしてよなつね。基金の目的を達成するところ必要は場合において、専主労働大臣の承認を受けて、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十七回 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

**第二十八条** 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)  
**第二十九条** この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第七章 驗督

(報告書の提出)  
**第三十条** 基金は、厚生労働省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告書の微収等)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を微収し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基金に対する命令等)

**第三十二条** 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を微収し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。
- 3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。
- 4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

## 第八章 雜則

(不服申立て)

**第三十三条** 年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

- 2 第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
- 3 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は第一項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)

**第三十四条** 掛金その他この法律の規定による微収金を微収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による微収金の納入の告知又は第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

(届出等)

**第三十五条** 会員は、厚生労働省令の定めるところにより、坑内員(基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。次項において同じ。)に関する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生労働省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 坑内員は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

(解散)

基金の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

**第三十七条** この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

## 第九章 罰則

(罰則)

**第三十八条** 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第三十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員を二十万円以下の過料に処する。

1 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第四章に規定する事業以外の事業を行なつたとき。

3 第二十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

4 第三十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

**第四十条** 基金が、第三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

**第四十一条** 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 会員が、第三十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 坑内員又は坑外員が、第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

三 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三十五条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

**第四十二条** 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(基金の設立に関する経過措置)

**第二条** 基金を設立するに当つては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

**第三条** 設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

**第四条** 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

**第五条** 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日の前日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

**第六条** 設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

**第七条** 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の二以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。

**第八条** 設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。

**第九条** 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者(法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。)のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

**第十条** 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

**第百条** 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

**第百零一条** 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

**第百零二条** 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

**第百零三条** 前各項に規定するもののほか、基金の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(協議)

**第一条** 厚生労働大臣は、石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)が施行されている間は、第八条第二項の認可をし、又は第三十二条第二項の規定による命令をしようとする

(罰則に関する経過措置)

**第二百零四条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百零一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成四年三月三一日法律第二百三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二百零一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものと除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第百四十五条及び第百四十六条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第百二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第百四十四条の改正規定、第十四条中年金福祉事業団法第十八条第四項及び第三十七条の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定並びに附則第三十八条の規定

一定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(罰則に関する経過措置)

**第三十八条** 附則第一条第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

一定 公布の日

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三条）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十一一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

一定 公布の日

(处分等に関する経過措置)

**第七十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定（以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対しされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為又は社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為又は通知その他の行為とみなす。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為又は社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等に対してもべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

## (罰則に関する経過措置)

**第七十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第七十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

**第七十五条** (施行期日) 附則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** 附則 (平成二一年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分) 第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

**第二条** この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。)第二条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第三十四条の十三第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第一百八十二条第一項及び附則第九条、船員保険法第一百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第一百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金(児童手当法第二十条第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金及び平成二十五年改正法附則第一百四十条第一項に規定する特例掛金)、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛け金及び負担金、地方公務員等共済組合法附則第一百四十二条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛け金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛け金、石炭鉱業年金基金の掛け金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)

**第八条** この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によって改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

**附則** (平成二一年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

**附則** (平成二一年三月三一日法律第一九号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成二四年三月三一日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)  
**第一百五十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一百五十三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日  
(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)

**第十七条** 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
一から十一まで 略

十二 第十条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において読み替えて準用する厚生年金保険法附則第十七条の十四 石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において読み替えて準用する厚生年金保険法第八十七条第一項  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第十九条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二九年六月二日法律第四五号)  
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)  
抄

- 
- 1 (施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定  
公布の日